

北辰一刀流玄武館 後援会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北辰一刀流玄武館 後援会 と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、東京都杉並区善福寺2-28-6 に置く。

(目的)

第3条 本会は、日本の伝統文化である北辰一刀流を広く周知・普及するとともに北辰一刀流玄武館（以下玄武館）と本会会員が互いに切磋琢磨しながらともに歩み、成長していくことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、玄武館の発展のため、支援活動をしていくことを主とする。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員（個人）
- (2) 正会員（団体）
- (3) 賛助会員（個人・団体）

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会員による推薦を受け、入会届を会長に提出し、役員会にて承認を得るものとする。

2 会員は目的達成のために努力をしなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出する。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を3年以上納入しないとき

(除名手続き)

第8条 第5条の会員が本会の会員であることを悪用し、会や玄武館に不利益を生じさせる、本会の活動を妨害し会員に不利益を生じさせる、本会への信頼を失墜させるなど、会員であることがふさわしくないと判断されるときには会員資格を取り消される。

第3章 組織及び役割

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名

- (4) 監査 1名
- (5) 名誉会長 1名
- (6) 名誉副会長 2名
- (7) 顧問 2名
- (8) 相談役 5名

- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、3年とする。ただし、再任を防げない。

(職務)

- 第10条 会長は、本会を代表して会務を掌る。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
 - 3 会計は、本会の会計を担う。
 - 4 名誉会長、名誉副会長、顧問、相談役は、会長の相談を受け、意見する役割を掌る。

(解任)

- 第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、議決よりこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 役員が第8条の除名手続きの対象と判断される時。

(総会)

- 第12条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 玄武館の活動計画・報告
 - (2) 予算決算及び会費の承認
 - (3) 役員選任及び解任
 - (4) その他、目的達成のための重要事項の審議、報告及び承認
 - 3 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(役員会)

- 第13条 本会の役員会は、役員をもって構成し、次に掲げる場合に開催するものとする。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 役員総数の3分の1以上から当会の目的のため、役員会の必要と書面により招集の請求があったとき。
- 2 役員会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会員承認の有無
 - (2) 会費の使用用途及び活動計画の変更の承認
 - (3) その他、目的達成のための重要事項の審議、報告

第4章 会費及び会計

(会費)

第14条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員（個人） 3,000円

(2) 正会員（団体） 20,000円

(3) 賛助会員（個人・団体） 10,000円（1口につき）

2 その他必要に応じて、総会の決定により、会費以外の費用を徴収することがある。

3 本会の会費は、会計担当者が管理し、経費の支出については、会長の決定により支出する。

附則

1 この規約は平成30年 9月 1日より施行する。

2 設立当初の役員は、別表のとおりとする。